

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正【新旧対照表】

※下線部分が改正箇所

現行	改正
<p>目次 (第1章から第11章まで省略) 第12章 雑則 (<u>・第60条</u>) (附則省略)</p> <p>(第1条から第19条まで省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(第20条から第22条まで省略)</p> <p>(準備書の記載事項等) 第23条 条例第24条第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (第1号、第2号及び第2項省略)</p> <p>(第24条及び第25条省略)</p> <p>(<u>説明会の開催等</u>) 第26条 条例第27条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) <u>対象事業の名称</u> (2) <u>対象事業の種類</u> (3) <u>対象事業実施区域</u> 2 条例第27条第3項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。 (1) <u>説明会を開催することができない理由</u> (2) <u>準備書の記載事項を周知させる方法</u> (3) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(第27条から第44条まで省略)</p>	<p>目次 (第1章から第11章まで省略) 第12章 雑則 (<u>－第61条</u>) (附則省略)</p> <p>(第1条から第19条まで省略)</p> <p>(<u>方法書説明会の開催等</u>) 第19条の2 <u>条例第19条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</u> (1) <u>対象事業の名称</u> (2) <u>対象事業の種類</u> (3) <u>対象事業実施区域</u> 2 <u>条例第19条の2第3項の規定により届け出る事項は、次のとおりとする。</u> (1) <u>方法書説明会を開催することができない理由</u> (2) <u>方法書の記載事項を周知させる方法</u> (3) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(第20条から第22条まで省略)</p> <p>(準備書の記載事項等) 第23条 条例第24条第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (第1号、第2号及び第2項省略)</p> <p>(第24条及び第25条省略)</p> <p>(<u>説明会の開催等</u>) 第26条 <u>第19条の2の規定は、条例第27条第1項の規定により事業者が説明会を開催する場合について準用する。この場合において、第19条の2第2項第1号中「方法書説明会」とあるのは「説明会」と、同項第2号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第27条から第44条まで省略)</p>

(都市計画に定められる対象事業等)

第45条 条例第46条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)		
第19条第2項、第20条第2項及び第21条第1項	(省 略)	
(省 略)		
第24条第1項第1号	(省 略)	
(省 略)		
第27条	(省 略)	
(追 加)		
(省 略)		
第32条第1号	第24条各号	第46条第2項の規定により読み替えて適用される第24条第1号、第4号及び第7号並びに同条第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号
(追 加)		
(省 略)		

(都市計画に定められる対象事業等)

第45条 条例第46条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)		
第19条第2項、第19条の2、第20条第2項及び第21条第1項	(省 略)	
(省 略)		
第24条第1号	(省 略)	
(省 略)		
第27条第1項	(省 略)	
第27条第2項	第19条の2第2項から第4項まで	第46条第2項の規定により読み替えて適用される第19条の2第2項から第4項まで
	前項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される前項
	事業者	都市計画決定権者
	同条第2項	同条第2項の規定により読み替えて適用される第19条の2第2項
	同条第3項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される第19条の2第3項
同条第4項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される第19条の2第4項	
(省 略)		
第32条第1号	第24条各号	第46条第2項の規定により読み替えて適用される第24条第1号、第5号及び第8号並びに同条第2号から第4号まで、第6号、第7号及び第9号
第32条第2号	第27条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される第27条第2項
(省 略)		

2 条例第46条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第16条から第34条まで及び第39条から第41条までの規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)		
第19条第3項	(省 略)	
(追 加)		
(追 加)		
(追 加)		
(省 略)		
第21条	(省 略)	
(追 加)		
(省 略)		
第26条第1項	条例第27条第2項	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
第26条第1項第1号及び第2号	対象事業	都市計画対象事業
第26条第2項	条例第27条第3項	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第3項
(省 略)		

(第46条から第50条まで省略)

2 条例第46条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第16条から第34条まで及び第39条から第41条までの規定を適用するものとする。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)		
第19条第3項	(省 略)	
第19条の2第1項	条例第19条の2第2項	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条の2第2項
第19条の2第1項第1号及び第2号	対象事業	都市計画対象事業
第19条の2第2項	条例第19条の2第3項	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条の2第3項
(省 略)		
第21条	(省 略)	
第22条	条例第21条第2項	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項
(省 略)		
第26条	第19条の2	第45条第2項の規定により読み替えて適用される第19条の2
	条例第27条第1項	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第1項
	事業者	都市計画決定権者
	第19条の2第2項第1号	第45条第2項の規定により読み替えて適用される第19条の2第2項第1号
	同項第2号	第45条第2項の規定により読み替えて適用される第19条の2第2項第2号
(省 略)		

(第46条から第50条まで省略)

(港湾環境影響評価に対する準用)

第51条 第23条から第34条まで(第25条第3項及び第26条第1項第2号を除く。)の規定は、条例第50条第1項の規定により条例第49条の港湾環境影響評価(以下「港湾環境影響評価」という。)その他の手続を行う場合について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)		
第23条第2項	条例第24条の準備書(第30条第5項を除き、以下「準備書」という。)は、環境影響評価準備書提出書(第8号様式)に添付して提出しなければならない。この場合において	条例第50条第1項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)が同条第2項の規定により読み替えて準用される条例第24条の規定により同条の準備書(第51条第1項の規定により読み替えて準用される第30条第5項を除き、以下「準備書」という。)を市長に提出するとき
(省 略)		
第26条第1項	条例第27条第2項	条例第50条第2項の規定により読み替えて準用される条例第27条第2項
第26条第1項第1号	対象事業	対象港湾計画
第26条第1項第3号	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる条例第49条の港湾開発等が実施されるべき区域
第26条第2項	条例第27条第3項	条例第50条第2項の規定により読み替えて準用される条例第27条第3項
(省 略)		

(第52条から第59条まで省略)

(追加)

(港湾環境影響評価に対する準用)

第51条 第23条から第34条まで(第25条第3項及び第26条において準用する第19条の2第1項第2号を除く。)の規定は、条例第50条第1項の規定により条例第49条の港湾環境影響評価(以下「港湾環境影響評価」という。)その他の手続を行う場合について準用する。この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省 略)		
第23条第2項	条例第24条の準備書(第30条第5項を除き、以下「準備書」という。)は、環境影響評価準備書提出書(第8号様式)に添付して提出しなければならない。この場合において	条例第50条第1項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)が同条第2項の規定により読み替えて準用される条例第24条の規定により同条の準備書(第51条の規定により読み替えて準用される第30条第5項を除き、以下「準備書」という。)を市長に提出するとき
(省 略)		
第26条	条例第27条第1項	条例第50条第2項の規定により読み替えて準用される条例第27条第1項
	事業者	港湾管理者
	第19条の2第2項第1号	第19条の2第1項第1号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、同項第3号中「対象事業実施区域」とあるのは「対象港湾計画に定められる条例第49条の港湾開発等が実施されるべき区域」と、同条第2項第1号
(省 略)		

(第52条から第59条まで省略)

(法の手続との調整)

第60条 条例第66条第1項の規定により法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者)が計画段階配慮その他の手続を行う場合においては、第5条から第9条まで並びに第12

(委任)
 第 60 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

条及び第 13 条の規定を適用するものとする。この場合において、第 12 条中「第 13 条第 1 項」とあるのは「第 66 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項」と、第 13 条中「第 14 条第 1 項」とあるのは「第 66 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 14 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(委任)
 第 61 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則
 (施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第 60 条を第 61 条とし、第 59 条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(新たに第 1 分類事業又は第 2 分類事業に該当する事業に係る経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する第 1 分類事業又は同条第 3 号に規定する第 2 分類事業となる事業で、当該第 1 分類事業又は第 2 分類事業に係る第 17 条に規定する方法書の提出時期を経過しているものであって、この規則の施行の日以後その内容を変更せず、又は第 40 条各号に掲げる軽微な修正のみを行って実施されるものについては、条例の規定は、適用しない。

別表第 1 (第 3 条及び第 4 条) 第 1 分類事業及び第 2 分類事業

事業の種類	第 1 分類事業の要件	第 2 分類事業の要件
(省 略)		
4 電気 工作物 の建設	(省 略)	
	(追 加)	
	(追 加)	

別表第 1 (第 3 条及び第 4 条) 第 1 分類事業及び第 2 分類事業

事業の種類	第 1 分類事業の要件	第 2 分類事業の要件
(省 略)		
4 電気 工作物 の建設	(省 略)	
	(3) <u>電気工作物のうち、風力を原動力とする発電用のもの(以下「風力発電施設」という。)の新設の事業であって、出力が 5,000 キロワット以上であるもの</u>	(3) <u>風力発電施設の新設の事業であって、出力が 3,800 キロワット以上 5,000 キロワット未満であるもの</u>
	(4) <u>風力発電施設の増設の事業であって、出力が 5,000 キロワット以上増加するもの</u>	(4) <u>風力発電施設の増設の事業であって、出力が 3,800 キロワット以上 5,000 キロワット未満増加するもの</u>

(3) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第4号の変電所（以下「変電所」という。）の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(3) 変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
(4) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(4) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
(省 略)	

(備考省略)

別表第2（第17条）方法書の提出時期

対象事業の種類		方法書の提出時期
(省 略)		
4 電気工作物の建設	(省 略)	(省 略)
	(追 加)	
	(追 加)	
	(3) 変電所の新設の事業	
	(4) 変電所の増設の事業	
(省 略)		

(備考省略)

別表第3（第40条）軽微な修正

対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
(省 略)		
4 電気工作物の建設	火力発電施設の出力	火力発電施設の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	(省 略)	
(省 略)		

(以下省略)

(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第4号の変電所（以下「変電所」という。）の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(5) 変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
(省 略)	

(備考省略)

別表第2（第17条）方法書の提出時期

対象事業の種類		方法書の提出時期
(省 略)		
4 電気工作物の建設	(省 略)	(省 略)
	(3) 風力発電施設の新設の事業	
	(4) 風力発電施設の増設の事業	
	(5) 変電所の新設の事業	
	(6) 変電所の増設の事業	
(省 略)		

(備考省略)

別表第3（第40条）軽微な修正

対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
(省 略)		
4 電気工作物の建設	火力発電施設又は風力発電施設の出力	火力発電施設又は風力発電施設の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	(省 略)	
(省 略)		

(以下省略)

